

福岡県医発第1043号(地)

平成17年 9月 2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



奈良県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より奈良県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合が、下記のとおり改正された旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 改正内容

現 行		改 正 後	
70歳以上 一定所得未満	10分の1	70歳以上 一定所得未満	10分の1
70歳以上 一定所得以上	10分の2	70歳以上 一定所得以上	10分の2
上記以外	10分の2	上記以外	10分の3

2. 施行年月日

平成18年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

17国援第79号-8

平成17年8月24日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

奈良県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、奈良県保健福祉部福祉課長から通知がありましたので、お知らせします。





保 福 第 3 5 4 号
平成 1 7 年 8 月 1 日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

奈良県福祉部保険福祉課長
(公印省略)

奈良県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

このことについて、奈良県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正を含む規約の変更について、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関への周知につきましてご配慮をお願いします。

担当 福祉部保険福祉課
国保係 小 西
TEL 0742-27-8546



奈良県歯科医師国民健康保険組合 規約変更新旧対照表（一部負担金割合関係）

1. 改正内容

現 行	改 正 後
第17条 療養の給付を受ける第一種組合員・第二種組合員・第三種組合員は（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定によるものを除く。）、次の各号の区分に従い当該療養の給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 ただし、<u>第一種・第二種組合員が入院した場合に限り</u>、被保険者が支払った一部負担金の額が、高額療養費として支給されるまでの額については、償還給付とする。 (1) 次号から第3号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の2</u> (2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） <u>10分の1</u> (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u>	第17条 療養の給付を受ける第一種組合員・第二種組合員・第三種組合員は（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定によるものを除く。）、次の各号の区分に従い当該療養の給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 ただし、<u>第一種・第二種・第三種組合員が入院した場合に限り</u>、被保険者が支払った一部負担金の額が、高額療養費として支給されるまでの額については、償還給付とする。<u>その額が1,000円に満たない場合はこれを支給しない。</u> (1) 次号から第3号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の3</u> (2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） <u>10分の1</u> (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u>

2. 施行年月日 平成18年4月1日